

平成 26 年 1 月
作成 環境課 紺野

1 視察の目的

平成 25 年度区民からのホテルの特許使用状況について陳情があった。
実態調査を行うためホテルの阿部氏から実施箇所一覧を受け、工事箇所の現状につ
いての調査を行った。

2 視察者

- ・ 環境課長 井上 正三
- ・ 環境課管理係 紺野 泰弘

調査日 平成26年1月17日

3 視察対応者

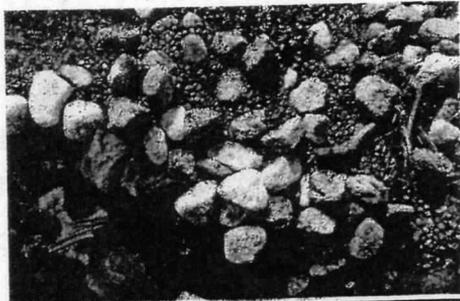
- ・ 小山町教育委員会 教育部 生涯学習課長兼図書館長 高橋 祐司
- ・ " " " 生涯学習課 主任 金子 節郎

4 小山町のホテルの里概要

小山町では、平成 23 年度から町長のマニフェストである「ホテルの里づくり」を
進めた。計画の中で、当時、小山町長と経済部長がホテルについて調べていく中でH
Pにて、阿部の実績(100 箇所以上の実績・失敗事例なし)をみて板橋区のホテルを知り、
これを小山町にもっていきたいという経緯で、阿部に相談を行ったところ、(有)ルシオ
ラを紹介され、同業者と契約を行い施工を行った。



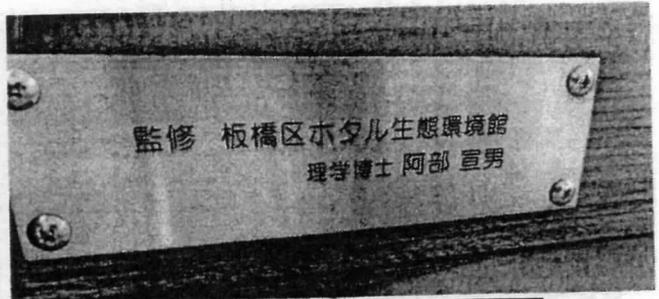
ホテルの里



ホテルの里の石



ホテルの里の看板



ホテルの里の看板の裏

決
裁

部長	課長	係長	副係長	係員

5 工事について

- ① 工事費 6,594 千円
- ② 平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 21 日
※2/13 事前確認 ※2/26 土嚢準備
- ③ 事業者 (有)ルシオラ
- ④ 業務契約書等 (別紙 1 参照)

- ※1 ルシオラと小山町の契約に伴う付属資料「業務代理人等通知書」にて、阿部氏が「主任技術者板橋区ホタル生態環境館館長」として記載をされている。なお、これについては、区は一切関与していなく阿部からも連絡も受けていない。
- ※2 ホタルの里の施行について、板橋区の特許を阿部個人の判断で認めている。しかし、特許権者は板橋区であり、阿部は保有していない。(別紙 2 参照)
- ※3 小山町は、阿部が関与していることから、板橋区との行政間の事業だと認識をしており、工事についてボランティア等の協力を仰ぎ水管工事等を手伝った。

6 施行後について

平成 23 年度に施工を行った同ホタルの里では 1 年目(平成 24 年度)は、ホタルを見ることが出来たが、平成 25 年度はホタルを確認できなかった。

なお、平成 24 年度にホタルを見ることが出来たのは、平成 23 年度の施行の時に、阿部がホタルを放流等を(ゲンジボタル・ヘイケボタル計 1,000 匹(産地不明)、メダカ、カワニナ、仏の座)したためであると考えられ、平成 25 年度はこの施行によるホタルの累代は失敗していると言える。

平成 25 年度については、ホタル^カ生息していなかったため、公開のために職員がホタルを購入し放流した。

当初、累代については、別紙 2 のとおり事業者から 5 年間は保障する、面倒をみるという約束がされたため、ルシオラに相談を行ったが、5 万円の金額を指導料として要求されたため、この指導を 1 度だけ受けたが以降は頼まなかった。

現在は、業者に頼らずに、地元住民とともにホタルの里の他、自然地での町ぐるみでのホタルの里づくりに取り組んでいる。

7 現在のホタルの里

現在、小山町のホタルの再生については、町が主導で実施し、町民一体となって再生への取組を推進している。

実施に際し、「ホタルの里」を管理することを目的に、町では「緊急雇用創出事業」の補助金を活用して、「NPO 法人東部パレット」に委託し、管理・運営している。

NPO 法人東部パレットでは、本事業に当たり専属の職員 4 名を採用しているが、その 4 名はホタルに関する専門知識を有していないことから、任意団体である「小山町ホタルの里づくり推進協議会」の指導のもと、ホタルの生息地調査、カワニナの養殖、啓発活動等を展開している。

8 別紙資料

別紙 1 及び別紙 2 の「ホタル飛翔に関する事項[最低 5 年間]」は、小山町から平成 26 年 1 月 22 日に受領した。



業務委託契約書



1 委託業務の名称 平成23年度 多目的グラウンド脇ホテル水路整備委託

2 施行箇所 駿東郡小山町 阿多野 地内

3 履行期間 着手 平成24年2月1日

完了 平成24年3月21日

4 業務委託料 ￥ 6,594,000-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 314,000-)

5 契約保証金 免除

6 支払い条件 業務委託契約約款第15条及び16条のとおり

上記の業務委託について、委託者 小山町 と受託者 有限会社 ルシオラ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により委託契約を締結し信義従って確実にこれを履行するものとする。

契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年2月1日

委託者 職 氏 名 小山町長 込山 正



受託者 住 所 東京都板橋区大山東14-1-607
商号又は名称 有限会社 ルシオラ
氏 名 代表取締役 深田 芳 恵



平成24年5月10日

静岡県小山町様

板橋区ホタル生態環境館

阿部宣男

ホタル飛翔に関する事項〔最低五年間〕

ホタルは生き物である為その生存並びに世代交代(累代育成)の為の生態系整備が必要であります。板橋区と特許に関わる契約が必要となりますが、小山町とは特例として契約はしてなくても契約しているのと同程度若しくは同等以上の環境を構築いたします。継続的環境保持には地域コミュニティの参画が必須の条件となります。

記

1. 小山町ホタルの生息ゾーン生態系保持に必要な静岡県小山町を中心にしたDNAを持つ生態を無償供給。
(生態は、ゲンジボタル・ヘイケボタルの卵、孵化幼虫、成虫、メダカ等)
2. 小山町がホタルの鑑賞会等を開催する日時等を事前に板橋区ホタル生態環境館に連絡し、ゲンジボタル・ヘイケボタルの成虫等を生態累代が為し得るまで供与する。
3. 次年度以降のホタル成虫の飛翔数は飼育幼虫の5～20%(自然界は0.05%)程度と想定しております。下記の条件が必須。
 - 1)濾過ゾーンの正常な稼動
 - 2)水路の正常水位の保持
 - 3)カワニナの増繁殖
 - 4)ホタル幼虫等投入生物の外敵(人間を含む)侵入の阻止環境
 - 5)ホタル上陸用土に人間等動物の立ち入り禁止の阻止環境(施設保有者の協力が必須条件となります)
 - 6)植物等の正常な育成